

令和4年8月3日

第113回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機  
処理することについて  
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
電子請求システム(BtoB プラットフォーム請求書)	支出命令に添付している請求書を、インターネット上で電子的に発行および受取ができる電子請求書システム。請求書を発行する企業・個人事業主受け取る神戸市の双方が BtoB プラットフォームに参加することで、請求書をデータで授受可能となる。	令和 4 年 6 月 1 日	会計室会計課
所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステム（実証実験）	所得・課税証明書発行にかかるオンライン申請について、行政データと突合し、発行可否を自動審査するシステム。元々本システムの構築については、第 105 回個人情報保護審議会に諮問したものであるが、審査精度向上のために、当該システムで使用する情報項目を追加する。 また、住記個人番号については、後継事務の中で使用することで大幅な事務処理の削減が見込まれるため、職員の事務処理 PC へのダウンロードを可能とする。なお、本システムは事務処理の効率化に非常に寄与することが判明したため、令和 4 年 5 月以降に本運用を開始する。	令和 4 年 5 月中旬	企画調整局デジタル戦略部

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
歯科健康教育事業システム	歯科健康教育の申込みを受付け、担当者のマッチング、決定通知書の発行や送付、出務確認の通知、実施報告を行うシステムをインターネット版 kintone で構築する。	令和4年4月1日	健康局保健所保健課
認知症地域支えあい推進事業 講師派遣依頼フォーム	市内に活動拠点を有する地域団体等が、地域における認知症への理解促進や認知症予防の取組みを進めるための講師派遣を依頼するフォームをインターネット版 kintone で構築する。	令和4年6月10日	福祉局介護保険課

(様式4)

神会会第672号  
令和4年8月1日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

BtoB プラットフォーム請求書

2 システムの概要

支出命令に添付している請求書を、インターネット上で電子的に発行および受取ができる電子請求書システム。請求書を発行する企業・個人事業主受け取る神戸市の双方が BtoB プラットフォームに参加することで、請求書をデータで授受可能となる。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年6月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

会計室会計課

(様式3)

企デ第 1442 号の 2  
令和 4 年 6 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名（システムの名称）

BtoB プラットフォーム請求書

### 2 システムの概要

支出命令に添付している請求書を、インターネット上で電子的に発行および受取ができる電子請求書システム。請求書を発行する企業・個人事業主受け取る神戸市の双方が BtoB プラットフォームに参加することで、請求書をデータで授受可能となる。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 6 月から

### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

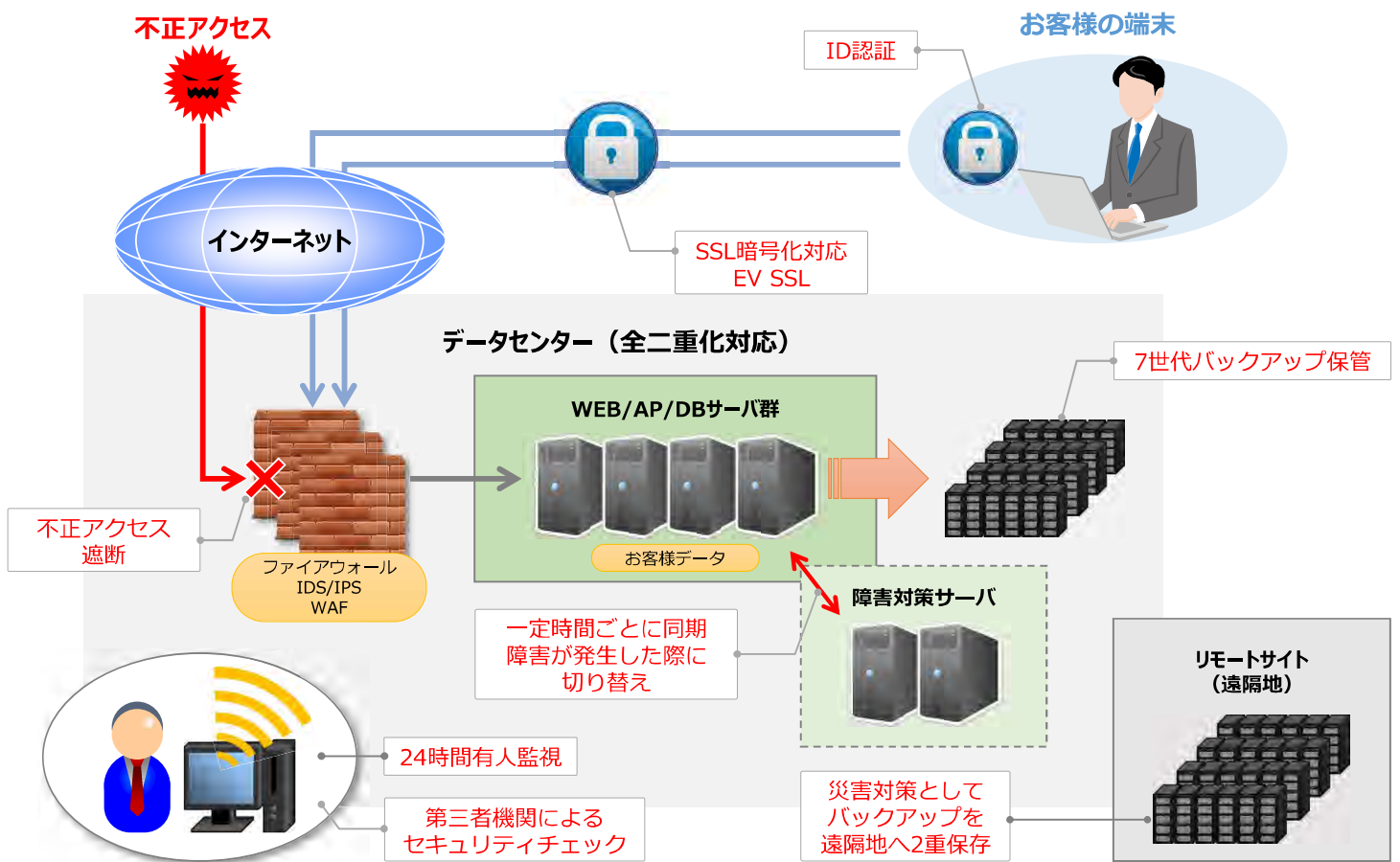
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

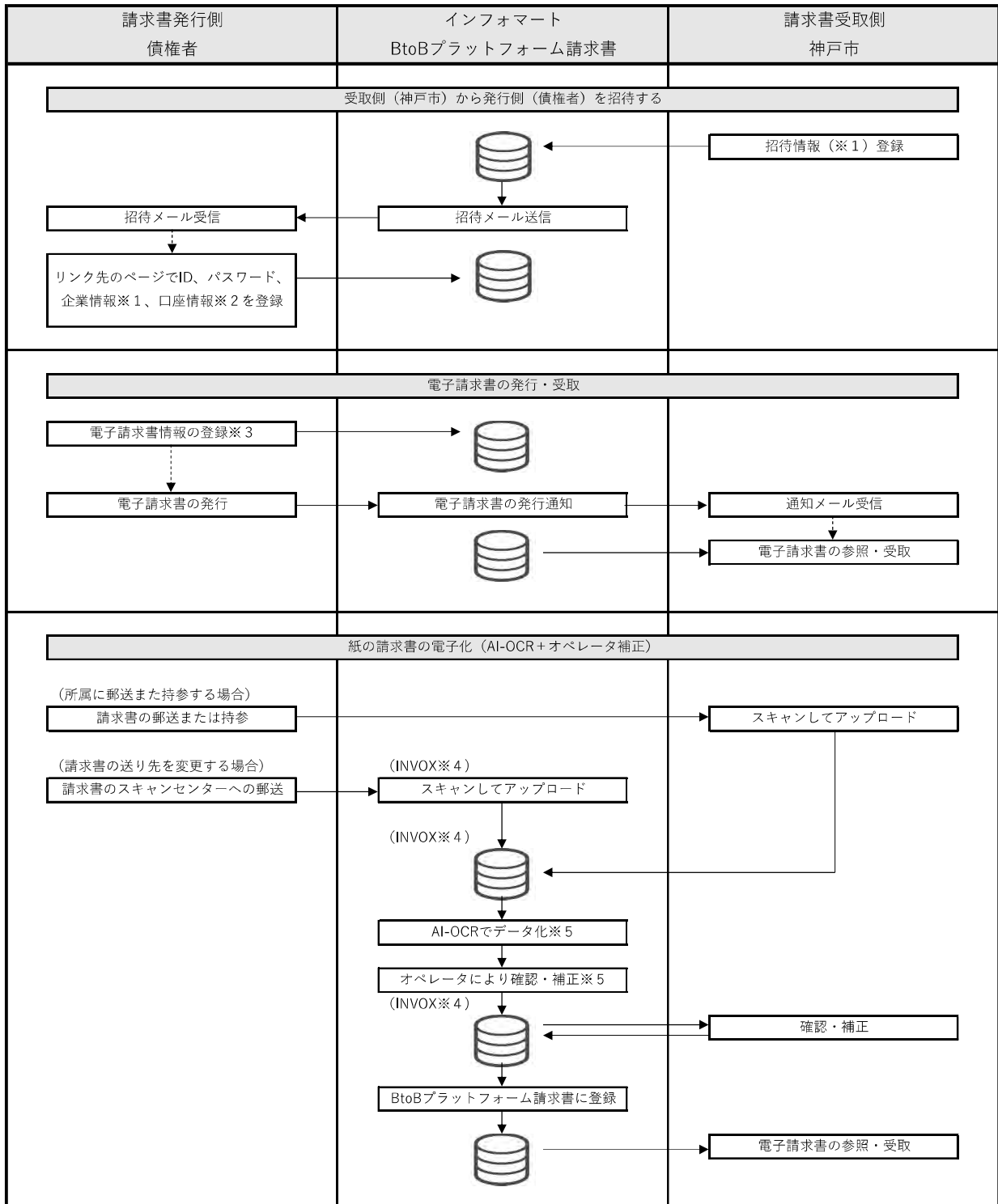
### 7 実施機関（所属の名称）

会計室会計課

## ■ プラットフォーム構成 概要



別図 電子請求書システム（BtoBプラットフォーム請求書）にかかるデータの流れ



※1) 対象データ  
債権者の情報  
会社名  
会社名（カナ）  
氏名  
氏名（カナ）  
法人番号  
事業所・営業署名  
部署  
郵便番号  
住所  
電話番号  
担当者名  
電子メールアドレス

※2) 対象データ  
振込先口座情報  
金融機関コード、金融機関名  
支店コード、支店名預金種別  
口座番号  
口座名義、口座名義カナ  
  
※3) 対象データ  
請求書情報  
件名  
請求書発行日  
受取日  
最終経理承認日  
支払期限  
請求金額

※4) オプションサービスのINVOXを利用。  
INVOXはDeepwork社が提供するサービス  
（インフォーマットの再委託先）

※5) 対象データ  
請求書情報  
企業名  
請求日  
支払期限  
支払方法  
支払先口座  
請求金額  
税率ごとの明細



(様式4)

企字第 1886 号  
令和 4 年 7 月 19 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステム

2 システムの概要

所得・課税証明書発行にかかるオンライン申請について、行政データと突合し、発行可否を自動審査するシステム。元々本システムの構築については、第 105 回個人情報保護審議会に諮問したものであるが、審査精度向上のために、当該システムで使用する情報項目を追加する。また、住記個人番号については、後継事務の中で使用することで大幅な事務処理の削減が見込まれるため、職員の事務処理 PC へのダウンロードを可能とする。なお、本システムは事務処理の効率化に非常に寄与することが判明したため、令和 4 年 5 月以降に本運用を開始する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 5 月中旬から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例第 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部



(様式3)

企 第 1766 号の 2  
令和 4 年 6 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ統括責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

### 記

#### 1 件名（システムの名称）

所得・課税証明発行にかかる審査アシストシステム

#### 2 システムの概要

所得・課税証明書発行にかかるオンライン申請について、行政データと突合し、発行可否を自動審査するシステム。元々本システムの構築については、第 105 回個人情報保護審議会に諮問したものであるが、審査精度向上のために、当該システムで使用する情報項目を追加する。また、住記個人番号については、後継事務の中で使用することで大幅な事務処理の削減が見込まれるため、職員の事務処理 PC へのダウンロードを可能とする。なお、本システムは事務処理の効率化に非常に寄与することが判明したため、令和 4 年 5 月以降に本運用を開始する。

#### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

#### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

#### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 4 年 5 月中旬から

#### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例第 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

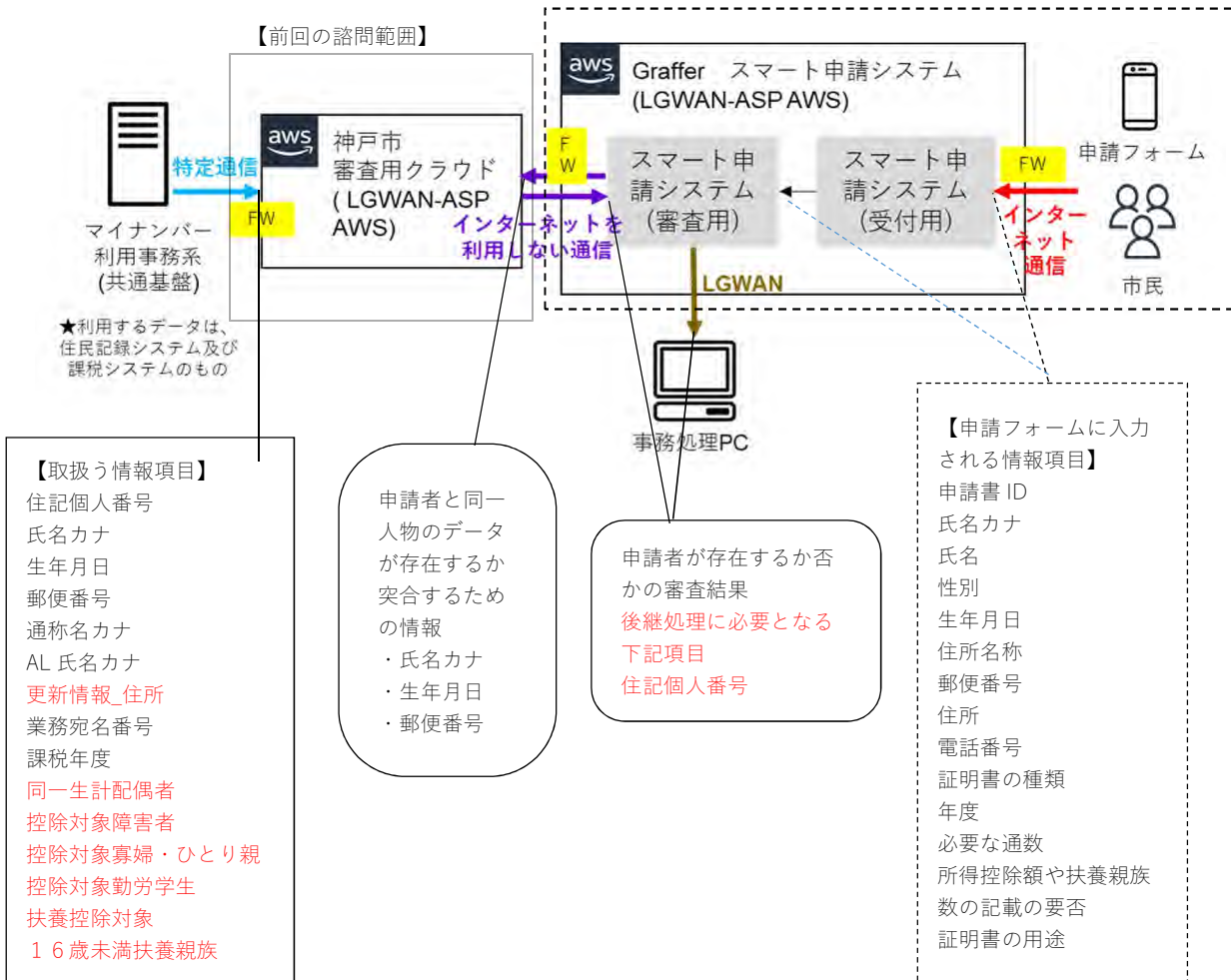
#### 7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

実証実験の概要図

※変更点は赤字で表記している。

【条例第 11 条第 1 項類型 11 適用】



(様式4)

健 保 保 第 4 5 4 2 号

令 和 4 年 8 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

- 1 件名（システムの名称）  
歯科健康教育事業システム
- 2 システムの概要  
歯科健康教育の申込みを受付け、担当者のマッチング、決定通知書の発行や送付、出務確認の通知、実施報告を行うシステム。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年4月1日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10  
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）  
健康局保健所保健課

(様式3)

企デ第2028号の2  
令和4年4月1日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ統括責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

歯科健康教育事業システム

2 システムの概要

歯科健康教育の申込みを受け、担当者のマッチング、決定通知書の発行や送付、出務確認の通知、実施報告を行うシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年4月1日から

6 適用させる類型事項

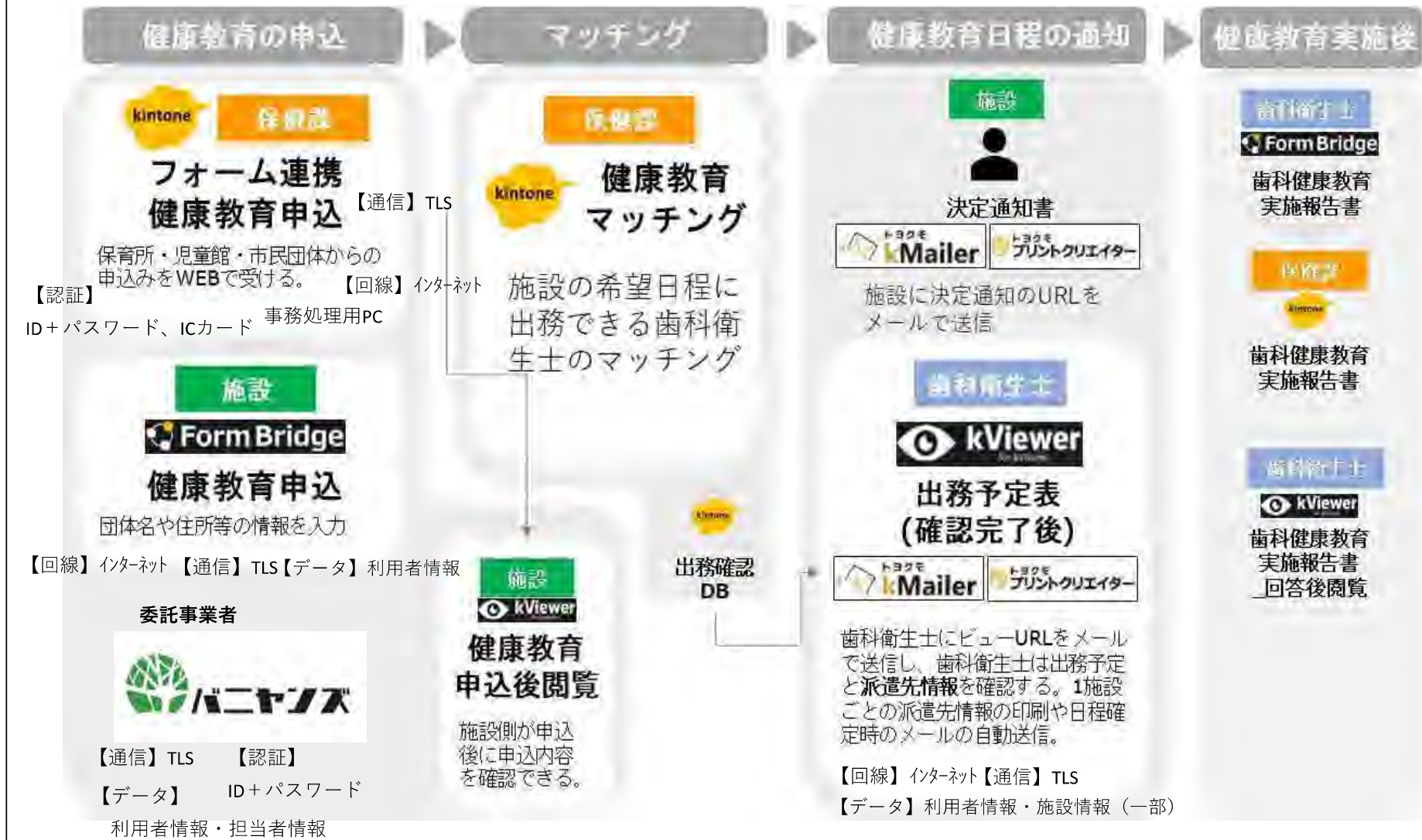
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

健康局保健所保健課



(様式4)

福介第1671号  
令和4年8月2日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

認知症地域支えあい推進事業 講師派遣依頼フォーム

2 システムの概要

市内に活動拠点を有する地域団体等が、地域における認知症への理解促進や認知症予防の取組みを進めるための講師派遣を依頼するフォーム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年6月10日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

福祉局介護保険課

(様式3)

企デ第1955号の2  
令和4年5月26日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ統括責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名(システムの名称)

認知症地域支えあい推進事業 講師派遣依頼フォーム

### 2 システムの概要

市内に活動拠点を有する地域団体等が、地域における認知症への理解促進や認知症予防の取組みを進めるための講師派遣を依頼するフォーム

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年6月10日から

### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

### 7 実施機関(所属の名称)

福祉局介護保険課



### インターネット版kintone環境

